

## 高速バス事故の教訓から、乗員・乗客の命を守る対策の強化に関する 意見書

今年5月の連休前半、関越自動車道で7人が死亡し、39人が重軽傷を負った高速バスの事故は全国に衝撃を与えました。

そして、この事故は、人命を預かる公共交通機関としての役割と責任、バス会社や旅行会社の法令違反の営業実態や運転手の異常な働き方などを浮き彫りにしました。

これは、平成12年の道路運送法の改正が契機となったもので、安全性などの問題が早くから指摘されてきました。貸切バス事業の一つであるツアーバスの急速な拡大は、それまでの免許制から許可制へと参入要件を大幅に変更したことによるもので、貸切バス事業者は平成11年度の2,336社から平成22年度には4,492社へと急増しました。

さらに、受注競争の激化や「格安」をうたう旅行者からの値引き要求などから経営は厳しくなり、運転手の人件費などへしわ寄せされ、安全運行が二の次にされています。また、国土交通省が上限とした貸切バス運転手一人の1日当たりの乗務距離（670キロメートル）は長すぎ、総務省から何度も見直しの勧告が出されています。

現在、国土交通省では夜間運行を対象に、運転手一人当たりの走行距離の基準や1日に乗務できる時間など、省令改正の準備を進めていますが、今回の高速バス事故の教訓から、このような事故を繰り返さない真剣な検証と抜本的な対策の強化が求められています。

よって、墨田区議会は国会及び政府に対し、ツアーバスの安全な運行のために、運転手の乗務体制の見直し、低賃金や無理な運行を求める旅行者への指導・監督など、必要な対策の強化を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年6月29日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

あて